

保育の質の確保・向上について 参考資料

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育士資格取得方法

保 育 士 *児童福祉法 第18条の4

登 録 (各都道府県単位) *児童福祉法 第18条の18第1項
(登録者数 950,120人: H21. 3. 31現在)

指定保育士養成施設
*児童福祉法第18条の6第1号

【H21. 4. 1現在】

(大 学 : 213か所)
(短期大学 : 263か所)
(専修学校 : 103か所)
(施 設 : 4か所)

保育士試験 *児童福祉法 第18条の6第2号
各都道府県, 指定試験機関委託 (*児童福祉法 第18条の9))

(保 育 士 試 験 受 験 資 格)

大学、短大
を卒業(見込
み者を含む)
又2年以上在
学し、62単位
以上取得者等

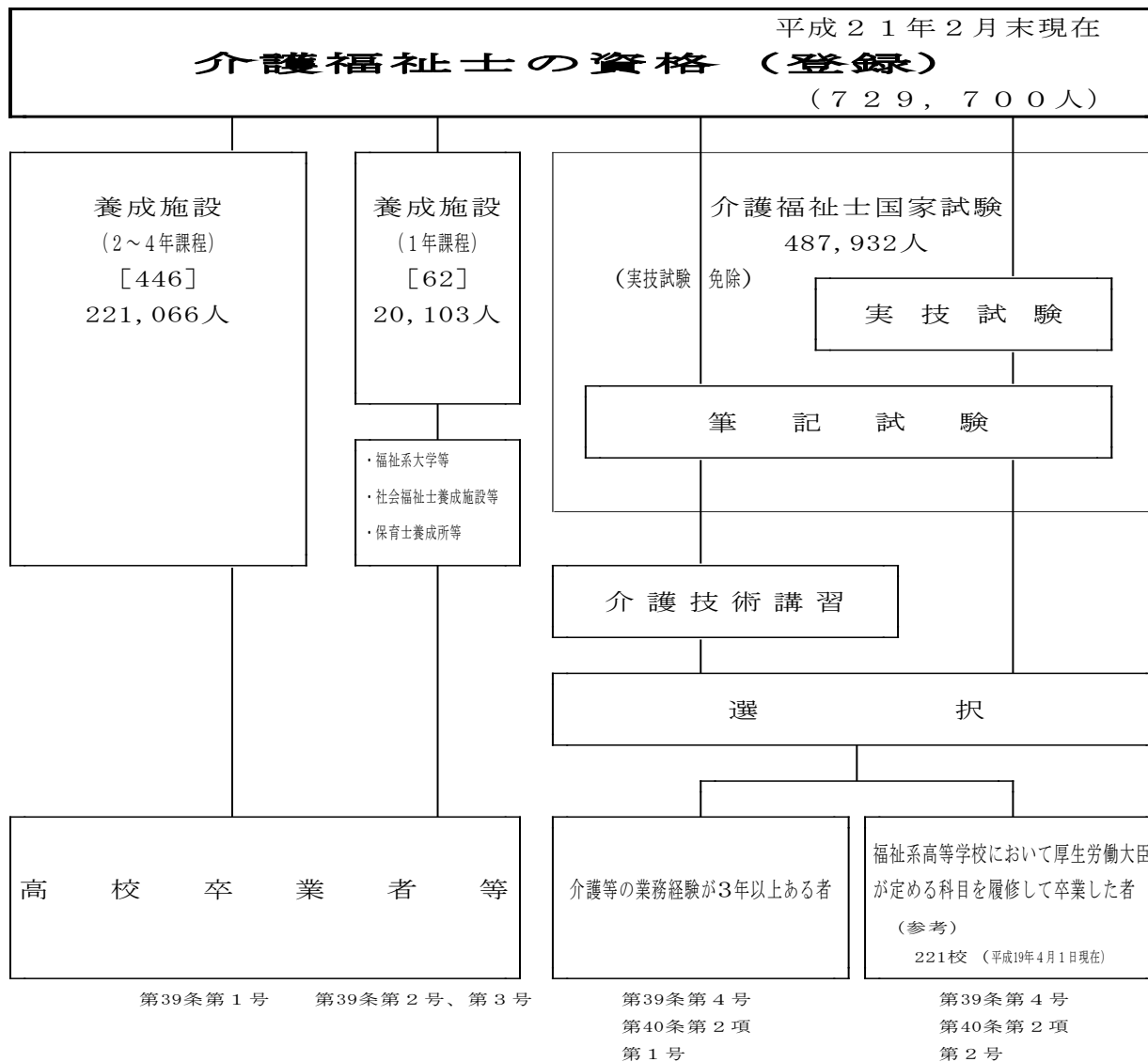
児童福祉施設
実務経験2年

児童福祉施設
実務経験5年

高等学校卒業生、もしくはそれと同等の資格を有する者等

中学校
卒業生

介護福祉士の資格取得方法（現行）



注. [] 内の数字は、平成20年4月1日現在の課程数である。